（設立届出書等の添付書類に関する経過措置）

第五条　新規則第六十三条（設立届出書の添付書類）、第六十四条（外国普通法人となった旨の届出に係る添付書類）並びに第六十五条第一項及び第二項（収益事業の開始等届出書の添付書類）の規定は、施行日以後に提出する法人税法第百四十八条第一項（内国普通法人等の設立の届出）、第百四十九条第一項若しくは第二項（外国普通法人となった旨の届出）又は第百五十条第一項若しくは第二項（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）の届出書について適用し、施行日前に提出した同法第百四十八条第一項、第百四十九条第一項若しくは第二項又は第百五十条第一項若しくは第二項の届出書については、なお従前の例による。

（旧書式の使用）

第六条　改正前の法人税法施行規則に定める書式は、施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税（施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税を含む。）の申告又は施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税（施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税を含む。）の申告を行う場合において、所要の調整をして使用することができる。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第四号中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

○財務省令第十八号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第十項第三号及び第十七条第一項第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十六条第九項第三号」を「第十六条第十項第三号」に改め、同項第一号及び同条第二項中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第四条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法人税法第八十条、第八十一条の三十一又は第百四十四条の十三の規定により還付の請求をする場合には、法第二十三条第一項に規定する確定地方法人税額のうち同項の規定により還付を受けるべきこととされる金額

別表一の記載要領第六号中「第80条第5項」を「第80条第6項」に、「第81条の31第4項」を「第81条の31第6項」に、「第144条の13第11項」を「第144条の13第12項」に改め、「同条第4項」の次に「若しくは第5項」を加え、「同条第3項」を「同条第4項又は第5項」に、「又は第10項」を「から第11項まで」に改め、「同条第10項」の次に「又は第11項」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

○財務省令第十九号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条第二項第二号ト及び第五項並びに第四十二条第一項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（投資証券の範囲等）

第二十一条の二　法第四十一条第二項第二号トに規定する投資証券で財務省令で定めるものは、同号トに規定する投資法人の投資証券で、その規約に同号トの請求を行うことができる日が一月につき一日以上である旨が定められているものとする。

2　法第四十一条第五項に規定する金融商品取引所に上場されているものその他の換価の容易な財産として財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。次号において同じ。）に上場されているもの

二　法第四十一条第二項第二号ニに掲げる証券投資信託（その投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項（投資信託契約の締結）に規定する投資信託約款をいう。）に受益者の請求により当該証券投資信託に係る信託契約の一部解約をする旨及び当該請求を行うことができる日が一月につき一日以上である旨が定められているものに限る。）の受益証券で金融商品取引所に上場されていないもの

3　法第四十一条第五項に規定する同条第二項第二号に掲げる財産のうち換価の容易なものとして財務省令で定めるものは、同号イ、ヘ及びト並びに前項各号に掲げる有価証券とする。

第二十二条第一項第八号中「第四十一条第二項第三号又は第四号に掲げる財産」を「第四十一条第二項第二号又は第三号に掲げる財産（前条第三項に規定する財産を除く。）」に、「同条第五項」を「法第四十一条第五項」に改め、同条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「（定義）」を削り、「いう。）」の下に「に係る株券」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　前条第一項に規定する投資証券及び同条第二項第二号に掲げる証券投資信託の受益証券　金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書その他これに類する書類で、法第四十一条第二項第二号トの請求又は前条第二項第二号の請求を行うことができる日が一月につき一日以上であることを明らかにするもの

第二十八条第八号中「第四十一条第二項第三号又は第四号に掲げる財産」を「第四十一条第二項第二号又は第三号に掲げる財産（第二十一条の二第三項に規定する財産を除く。）」に、「同条第五項」を「法第四十一条第五項」に改める。

第三十条第三項第二号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第二十号

地価税法（平成三年法律第六十九号）別表第一第十六号及び地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）第六条第三項第一号ロの規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第四号中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条第十四項第一号イ中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改め、同号ロ中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第二十一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十二条第二項第四号の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎